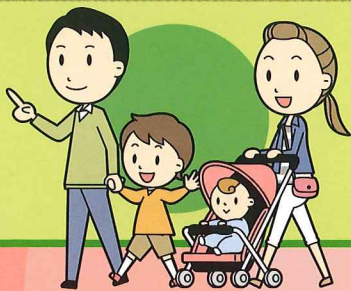


みんなで防ごう! 高齢者虐待

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。
平成18年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。
この法律では、次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。



家族など養護者(介護者)から



介護施設などの従事者から



身体的虐待



例：殴る、つねる、やけど・打撲させる、ベッドに縛りつけるなど身体拘束、抑制する

心理的虐待



例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する

性的虐待



例：排泄の失敗に対し、罰として下半身を裸にして放置する

経済的虐待



例：生活費を渡さない、使わせない、本人の自宅などを無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)



例：食事を与えない、オムツを交換しない、ゴミを放置して劣悪な住環境で生活させる、必要な介護サービスを理由なく利用させない